

久松家別邸

御家令様

この歓迎の費用は合計六九四銭一厘となっており、その内訳は

一四七円二八銭	旅費
一〇二円五九銭	客車人力車代
一二円六九銭	通信費
六八円四一銭五厘	雑支出
二四九円一四銭六厘	購入品宴会費
二〇円八二銭	休憩所御三戸諸費

であった。これは全部、因荒予備組合が負担している。久松家より送られた二五円也は組合収入として積立金に繰り入れられた。

昭和初年、森岡半五郎・新谷善三郎の正副組合長は久松邸に定康伯を訪問し、其の後の組合の活動の模様を幾々申し上げ、改めて深甚の謝意を表したのであった。

なお本組合は久松家先祖定勝公（松山初代諸王定行公の父君）をまつる東雲神社の燈明料を毎年の予算に組み入れている。これは久万山人民の感謝の微意を示すもので、終戦後の一〇年間は至上命令によって中絶を余儀なくされたが、昭和三十一年より復活現在額二、〇〇〇円となっている。

三、土佐街道

1、以前の土佐街道

えらいものぞな 明神馬子は

第五章 現代における久万町の歩み

三坂夜でて 夜もどるヨ

三坂通いすりヤヨ 雪降りかかるヨ

戻りヤ妻子が 泣きかかるヨ

九九道は谷間を縫って駄鈴のすみきった音に和し馬子歌はしじまの谷合いに静かに消えて行く。これは古くからの久万山道の情景であり四国新道が出来るまで、松山・高知間の要路の姿であった。現在国道三三号線は、昭和二十七年二月四日、徳島・高松・松山を結ぶ国道一一号線とともに一級国道に認定された。しかし一一号線が明治九年から国道であったのに対し、それまで三三号線は県道の地位しかあたえられていなかった。それは、古くは土佐街道（久万山道）とよばれていたが、なにしろ四国山地を横切らなければならぬので、三坂峠などの難所も多く、「険阻ニシテ物品ノ運輸ハ勿論衆人ノ往来不便ヲ極ム」るので「交通開ケズ駄馬ノ一部通ズルノミ」の悪路であったからである。

幕藩体制が崩壊して強力な中央集権国家の建設を急ぐ明治政府が成立すると政治・経済・文化・軍事等あらゆる面から、中央と地方、県と県を結ぶ道路の整備改良が早急の事業となり、土佐街道を始め四国各地の道路も未開発のままではすまされなくなった。そこで愛媛・高知・徳島の四国三県の県令は、協力して主幹道路の開さくにあたることになったのである。

2、四国新道建設の機来る

「讃岐国那珂郡丸亀港ト同国多度郡多度津港ヨリ起リ、那珂郡ヨリ起リ、那珂郡金才寺ニ於テ兩源線ヲ連絡シ、夫ヨリ同郡琴平ヲ經三野郡財田上ノ村ヨリ徳島県ヲ經高知ニ達スルモノト、高知ヨリ起リ、伊予国上

浮穴郡久万町駅ヲ経テ県令国松山ニ達スル」道程これを四国新道と呼んだのである。この新道の中で上佐街道開さく構想がいつごろから話題にのぼり始めたか、史料的に明らかにし得ないが、明治維新以来産業の発達や文明の開化のためには、まず主幹道路を整備改良しなければならぬとする意見は多くの人々の口に上ったであろう。

すなわち久万林業王井部栄範等の先覚者は早くから着眼していた。

明治一四年東京山林共進会に報告した植林の概況の中に……

久万郡は山岳起伏高嶺四周に聳え松山城市の要路には三坂の嶮岨あり。

本郡小田郡四村に到れば水源流材の便ありと雖も道路狭く、殊に霖雨時に到らざれば材を運搬すること能わざるを以て幸ろ松山に輸出するに如かず。茲に於てききに有志者は三坂の嶮路開鑿の事を嘆々せしも終に行なわれざりし、薩摩藩以来我が郷人民は一時の浮利に迷いて天然の森林を濫伐し桑山となるも頗みず、漸く深山に斧鉞を入るに至れば其産額の減じたる推して知るべきなり。榮範深く之を憂い、退て熟考するに山林繁植するは目下の急務にして、木材の運輸隆盛に越くときは嶮岨の開鑿も言わずして自ら行なわるべし、然り而して、崧樹の当地に適し、且需要の厚きものは杉樹に如くはなしと、奮然志を立て大室寺住職木島堅州に謀るに同氏も大に賛成せり。然れ共素より法務の多忙なるが故に榮範に委託するに其所有地に杉樹を栽培せん事を以てす。

千時明治六年三月より……

と記している。

維新政治の軌道に乗るにつれ、新経済の樹立に奔走の人々の目は早くも道路開鑿に注がれていた。明治一七年愛媛県三野豊田郡役所勤業係大久保義之助が、県政革新の基盤として、四国新道を建設することを提唱した。そのころ高知県側でも県政の主要問題とし、阪神に通ずる海路あるのみで瀬戸内との連絡のため愛媛に通ずる一大道路の開鑿の議がねら

又上浮穴郡では、名郡長松垣伸がいて、明治一四年着任以来鋭意地域開発れていた。に努力中、井部栄範・梅木源平・山内睦雅・佐伯義一郎等と郡政についての話し合いがしばしば行なわれた。当然土佐街道は話題にのぼった。郡長は意を決し自ら足を運び部下を脅迫して愛媛県に新道開鑿のための沿道筋戸長に働きかけ、測量その他の書類を整え、陳情書を提出したところ高知県高岡郡々々長大西正義が上浮穴郡役所に来て、当新道の必要性を説き実地調査をして、高知県に内申した由、両者意見一致とともに新道開鑿の進度もほぼ一致し、将来協力することを約束した。六月になって愛媛県令関野平は高知県令田辺良顕と会見し久万山經由の予土横断道路開鑿とその事業の着工等を約した。六月二八日両県令連書をもって工事予定額五十四万の半額二十七万円の国庫補助を当時内務卿山県有朋に申請した。ところが七月一二日付の内務卿の回答書が届いたのをみれば、それには、新道開さくは時期をえた起工と認められるが、工事目論見書を整備して費用の支出方法、及び工事年期などの具体案を作製提出した上でなければ、起工認可や、国庫補助の支給については論議しがたい、としてあった。

3. 土佐街道建設に着手

そこでこの指令にもとずき関・田辺両県令は係官吏を派遣して、予定道程を実地検査をさせた。一方大久保義之助ら「四国新道期同盟会」の提出した「高知県より徳島県を経て愛媛県多度津・丸亀両港に達する道路開鑿についての願いを検討した。その結果当初の「予土横断道路」開さく計画を拡大して、多度津・丸亀路線を入れ、徳島県酒井明県令にもはたらきかけることになった。しかし徳島県では新道開鑿が西端の一

部であり、鹽産業不況の救済で県財政も苦しい時であり、近年の不況と暴風雨の被害の多い時であるので、とても新道開さくの費用の負担はできぬとの計画に加わることをしなかった。しかし、愛媛高知両県令の強い勧誘によりようやくこれに加わった。そこで明治一八年一二月一三日、高知県一等属北重助・徳島県一等属若木晴之・愛媛県二等属津田顯孝が各県を代表して一堂に会し、工事分担範圍道路・橋梁中・道路勾配などを協議し、目論見書・図面・予算書を速かに作製した上、一〇月までに内務卿に提出することを申し合わせた。ところが五月参議院議員森有礼の現地視察があったため、それに供する都合上、予定よりも早く、三県の工事目論見書が作製せられたので、七月二〇日三県令連署による「四国新道開さく、費用補助之議に付稟申」として内務省に提出された。上申書にはその理由として「運輸ノ道ヲ開キ、殖産通商の利便ヲ図ルハ、目下地方ノ一大急務タル」ことを強調し「管内ノ人民ハ其ノ間直接ニ論ナリ此等ヲ賛成」していること、県民の意向がかくある以上は、「県令……假令多少ノ非論者アルモ……假令県令ニ於テ無謂スラ否スルモ、尚御指揮ヲ得テ断然之ヲ決行スルノ精神ニ有之候」と不退転の決意をしめしていた。そして工事概算八七四、一四三円九四銭八厘のうち、愛媛高知県負担分の三分の一、非常時にある徳島のはうは三分の二、あわせて三五四、五〇〇余円の国庫補助をおおいでいた。

九月八日になって山県内務卿から返書が三県にもたらされ、「四国新道の件は認可する。県議会の決議をえたならば、直ちに工事に着手せよ。工事費のうち三分の一にあたる金額を一八年以上五年間、国で補助しよう」ということになった。愛媛県では再度係官をして実地測量および

第五章 現代における久万町の歩み

工事の目論見を細目にわたり、調整させた結果、工事費は四〇万円を要することが判明した。さきに内務卿に提出概算金二四九、七四九円九九銭八厘とは大分差違があることになって大変あわてたのであるが、「四国ニ於テハ未曾有ノ大工事ニシテ其経験ノ乏シキガ故費額ノ不足ハ他日之論議ニ譲ロウ」と諦観し、とりあえず一里（約四里）一万円を基準として金二五六、八五四円を工事費としてくみ、それを国庫の補助金と地方税および寄付金で支弁することにした。

寄付の内訳は県下旧藩主及び琴平宮々司、住友吉左衛門・藤田伝四郎などに多額の寄付を依頼し、県官のうち令書記官は月俸三カ月分・二五円以上の者は二カ月分・二〇～一二円の者は一カ月分の寄付を義務づけ、残金高は新道開さくにより利益をうける大小を酌量して各郡にわりあてひろく有志の寄付をつのることにした。そこで手始めに郡長をして学校教員・病院の職員などに諭示せしめたところ、ごくごく、義援金の申し出があった。ついで郡ごとに有志寄付金を募集したが、これは先の義援金のようにはいかなかった。それでも、住友の一、五〇〇円の大口寄付を始め七三、〇〇〇円程の基金が集まった。事態を察視した関県令は「四国新道」開さく工事の承認とその予算案の審議をちとめるために、明治一八年一二月臨時議會を召集した。

明治一八年度臨時議會における新道開さくの論議

「議長小林信近以下県令・議員が議事堂に参集した。午前十一時、開会が報ぜられ関県令以下大書記官・警察部長・各課長が入場した。県令は県会召集の意図を明らかにし、議案のすみやかな承認を求めた。

各員を召集し、本日臨時議會を開くは、高知・徳島両県に貫通する新

道の土木費と一八年度収支予算の追加を要するためなり。
その旨趣は議案にこれを説明せり、各員其意を諒悉し、審議論好結果を得んことを希望す。

一四・一五日は休会、一六日より新道開さく審議が開始された。開会冒頭赤松義議員が重要件案のゆえ県令の出席を求めたが小林信近議長は「本会の議事に於いて県令の出席を請う必要はない」とこれを却下し、土木費支出議案審議の第一次会（議案の質疑と議員の意見発表）を開くことを告げた。

書記より「自明治一八年度至二二年度地方税土木費支出予算案」を朗読した。つづいて、常置委員の都築温太郎議員が議案に対する委員会の意見として「委員会が本案に賛成した、ただちに第二次会に移すことを希望する」と報告した。その理由として、「委員の中には、新道開さく工事は多額の費用をかけた割には利益をつぐないえなとか、民間不景気の今日急いで工事に着手することもない。等の意見もあった。しかし多数の委員は早晩道路を開かねばならない。民間困窮のとき巨額の工事は負担にたえがたき有様ではあるが議案をみると、これはけつして民間負担にたえられないというほどのことはない。今日の大事業に着手すれば、竣工した時には物産の興起はもとより、無形の利益をおよぼすことは言をまたない」と論述した。

ついで議会は議案に対する議員の意見発表があった。これも賛否両論一八・一七の二日にわたり激論された。

議案廃捨説

高須肇造（越智）後に初代国会議員となった。有友正親（喜多）この

はか村上桂策（新居）河原田新（野間）石原信樹（越智）渡辺隆（北宇和）

賛成論

常に大弁舌家の川西甚之助（寒川）は四国一休論をとえ、その基となる新道路は是非急ぐべきだと、又議長小林も綾野宗蔵議員にゆすり発言、山間に於ける埋没物資は多いことから説き新道開さくは本県とすればそれほど驚くほどの工事ではない、工事費も口をきわめ論議するほどの金高でもない。これくらいのことを実行しなければ一國の福祉をすすめることはできぬ。四国開発のためには一時の苦痛はしのばねばならぬと各議員に原案の同意をもとめる。この外加藤彰（温泉）豊田七郎（風早）堀田幸持（香川）の賛成論あり論議の末一二月一八日議員総数六八名の四五〇名出席を得て、起立採決の結果採用説二六名廃捨説二三名過半数にわずかに三票でかろうじて第一次会原案が通過した。

第二次会は同日引続き開会された。同会には常置委員会から修正案が出された。すなわち明治一八年度半ばゆえ支出予算から一万円を減じ同一年より同二二年度までに二、五〇〇円宛支出とする案である。審議の結果採決修正案が三二名の多数をもって可決された。開さく反対論者の多くは沈黙し、論客は議場を去った。

一月一九日第三次会となった。

平塚義敬（喜多）非開さくの立場から廢案にされたいことを求めた。

これに同調して、長井謙吉、石原信樹、高須肇造（いずれも越智）近田綾次郎、有友正親（いずれも喜多）廢案に賛成し平塚案は二三名の少数で常置委員会修正案は二八名の多数で通過した。

4、新道開さく工事の進行

臨時県会の議決した「自明治一八年度、至同二二年度地方税土木費中道路新開費予算」は「五カ年縦続道路新開之工費県令決議ノ議ニ付伺」として一月二八日県令から山県内務大臣に提出された。

翌一九年二月一九日「書面伺之趣認可候事」の指令がといた。そこで関県令は三月六日愛媛県達第三八号で「四国新道」開さく工事の内容を県民に公表した。一方県令は同工事の具体案作成を係官に命令した。

これによると、愛媛県分の新道は、旧街道の里程二七里三〇町余（内伊予分一七里一八町）を一四里二七町（内伊予分一五里）に短縮することとし、道中は平地で四間、山間部で三間から三間半とし、勾配は三坂峠二七分の一（この結果峠より峠に至る路線は旧街道一里半の急坂が四里の緩かな坂になる。）工事費は二五八、八〇〇円（伊予分一七八、〇〇〇円）の予算を一里につき平地で七、〇〇〇円、八、〇〇〇円、山間部で九、〇〇〇円、一〇、〇〇〇円とし、橋梁では重信橋九、〇〇〇円、久万川橋梁四方所一四、〇〇〇円と内約された。

工事区間は六区に分けられ、一九年五、六月に着工の予定で始められた。

（第一表）工事区域表

第一区 讃岐国那珂郡丸亀港多度津港那珂郡十郷村字坪の内

里程凡五里三十町（約二三里）

第二区 右坪ノ内ノ三野郡財田上の村猪島阿讃国境

凡四里二四町（一八・五里）

第三区 伊予国温泉郡松山ノ下浮穴郡久谷村大久保

第五章 現代における久万町の歩み

凡四里（一五・七里）

第四区 右大久保より

上浮穴郡東明神村

凡三里（一一・八里）

第五区 同東明神村より

同郡中黒岩村

凡四里（一五・七里）

第六区 右中黒岩村より

上浮穴郡久主村上摩国境

凡四里（一五・七里）

こうして準備もとのい明治一九年四月七日、讃岐国琴平宮内に於て愛媛・高知・徳島の三県令を始め五千余名参列して盛大に起工式を行なった。五月中旬下浮穴郡宮内村道路を皮切りに各工事区で始められた。この年は暴風雨に三回も見まわれ、関知事（明治一九年七月一二日勅令五〇号により知事と改称）は県会に追加予算を提出したが承認されず、国庫補助申請運動に一月一五日出発一カ月近くもかかって遂に四五、七〇〇

第23表

19年度開さく事業一覽表

	着手年月日	役口数	使役職工数	使役人夫	竣工間数	金 額
第1区 畧						
第2区 畧						
第3区 下浮穴郡宮内村永友寺	19年5月13日	4名	754役人	7,606役人	430間 (781m) 750間 (1,365m)	1,430円 616円
第4区 大久保	19年5月22日	3名	118役人	3,878役人		
第4区 三坂峠	19年6月23日	3名	280役人	2,240役人		1,350円
合 計		16名	2,657役人	18,637役人		4,785円

円の国庫補助を得て十一月二日帰県した。新道開さくの事業の心労の上、降ってわいた天災救済陳情に東京出張一カ月に因する心労、さらに一九年に大流行のコレラのために最愛の妹を失うという痛苦が重なって、遂に病魔に犯され二〇年三月七日帰らぬ客となった。

命をかけた四国新道の竣工を見ずして世を去ることは関新平にとってまことに心残りであつたらう。四国開発の大恩人、土佐街道関係都市並びに沿線の人々は忘れてはならぬ人である。

関新平知事の死去後も工事は続行され二〇年九月、一応三坂峠開さくは完成をみた。

新道開さくかぞえ歌は松垣伸上浮穴郡長作詩で当時の工事の目的や状況をよく歌っている。

一つとせ 人の知りたる伊予土佐の

道路は山また山ばかり ソレ開さくせ

二つとせ ふだんの運輸も戦時にも

通行便利が第一よ ソレ国のため

三つとせ 道は馬車道四間巾

一間三寸勾配に ヨク測量せ

四つとせ よちやたのみじゃ出来はせぬ

前代未聞大事業 ミナ熱心せ

五つとせ 岩も崩割れ山もぬけ

往来に不自由のない様に ソレ破裂業

六つとせ むつかしめても三年の

月日のうちには仕上げたい ソレ開さくを

七つとせ 難所の工事は久万三坂

黒岩黒川大身槍 ソレ突き通せ

八つとせ 約束極めし村々の

出し夫は一戸に百人余 ミナ負担せよ

九つとせ 工事の積りは三十万

官金ばかりを当にせず ミナ負担せよ

十とせ 通り初めには賑やかに

開通式をばしてみたい

明治二十一年二月五日より一日までの会期で開かれた県会では「新道開さく道幅変更の件」がとりあげられ、新路中山岳溪の断崖絶壁の四間巾は困難でありこれを決行するとせば総工費五〇万円を超えることになる。そこで山手の道路巾は式間以上に手直しをすることに決し、白根知事を通じて内務大臣に伺いをたてて認可された。

二十二年二月八日・一九日の会期には明治二十一年二月三日勅令第七九号により讃岐国が独立して香川県が誕生した。

これに伴う新道開さく事業並びに工事費分割区分等の訂正があつて、さらに伊予に属する土佐街道の予算が改めて提出されて審議した結果、議会は原案を承認し二十二年度竣工をめざして急速施行することを確認した。白根知事二十二年二月二日「道路開さく継続の議につき伺」をたてた。同三月四日に「道路開さくを継続せよ」の内務大臣指令が届いた。

同、三月二六日、白根専一が愛知県知事に転任、後任に勝間田稔が任命された。知事着任直後新道開さく状況を検討したところ竣工を前に次の三点で予想外の困難に直面していることがわかった。

一、三坂峠久万野尻の路線補修の件
この地区は土層軟弱のため崩壊多くまた路面沼化している。全面的補修、山止めも所々に施さねばならぬ。

二、重信川の橋梁架設の件
物価騰貴により予算の不足、永久橋のためには橋脚の構造をかえる必要あり、予算を増す必要がある。

三、松山市街路線改修の件

河原町・小唐人町・二番町と三番町の中間を通ることになっているため、家屋の移転と敷地買収の難行に伴ない予算増額の必要がある。

勝間田知事は年限一カ年延長と政府補助の増額を請うたところ一九、〇〇〇円の補助を二三年度分として下布された。この金額を予算に加え、一一三、一四九円一八銭四厘の更正予算を上程したが、県会では重信橋二一、〇〇〇円と松山市街改修費三一、〇七八円五一銭二厘と器械四〇〇円を削除し、あらたに特別改修費一二、八〇一円四厘を加え他は原案通りとする。七一、八三二円六七銭六厘の修正案を知事に送った。知事は受入れ四月一日山県内務大臣に裁決を求めたところ、四月二日認可された。ところがこの年九月、久万川は大洪水になり、予土國境の落出橋が決壊した。そのため完工は時間的にも、予算的にも不可能なので、渡船でつなぐことにした。認可はあったが、渡船に要する費用は地方税により通行人からはとられぬとの通牒が届いた。この時諸般の事情より考えて一応二三年で打ち切りを決定し、係官に「高知県分の新道開さくは八カ年継続事業のようだが、六カ年目を迎えた今日、全体の半分も完成していない。高知県側工事の完成との関係もあるゆえ目下は崩壊の

場所のみの整理にとどめる。」と決議した。知事大いに喜び、十一月九日内務大臣に申請した。この知事の開さく事業中止案に議会が同調した。

この中止案に同調した背景には四月新道を含め、県下主要幹線道路の改修事業に要する負担にたえかねていたこと、県内各地に反対運動があり、当時道路費は百万円に近く可否両論の陳情があり、県庁の廊下も騒然たるの記録があり、当時県政の中心問題が新四国新道にあって県財政負担の負担に関わり大変騒然としていたことを忘れてはならぬ。

明治二十五年二月一日勝間田知事の事業中止申請に対し、内務大臣品川弥二郎の指令がとどいた。中止と共に補助金三千余円の返納命令が出た。知事は困難し中止を変更して継続年度延長する以外にないと急遽内務記官を上京させて事業再開を運動し、その努力は功を奏し三月七日付で「事業継続開置」の指令が知事に届いた。時期切迫のゆえ議会召集の暇がないので常置委員会を召集した。この問題を提出した所（小林信近外六名）七名の同意を得た。内務省にその向き延期方申請、三月二日認可、当時県政は党状、勢力の分派により激しく抗争があったが超党派で知事案を承認した。明治二十五年八月渡船場の完成を期し四国新道安藝県分担分は一応竣工し、勝間田稔知事、松垣伸上浮穴郡長等関係者多数が出席して三坂峠で盛大な完工式が行なわれた。知事を始め列席者のすべてがこれまでの労苦をふりかえって感慨にしたり、この日を迎えずに去った関新平知事を偲んだことであらう。

この土佐街道完成にいたる間に特に記しておかねばならぬことをあげてみると

5、関新平知事

この四国新道は関新平知事に始まり、藤村・白根両知事を経て勝間田知事の時をもって完成した。まず知事としては関・勝間田両氏をあげねばならぬ。この新道開きくについては関知事の頑固な性格と実行力によって、松方デフレの最も影響強い明治一八年に多くの反対を抑切ってこれを推進されたのである。完成をみず激務に抗し得ないで去られた。全く性格正反對の勝間田知事は本県着任が五七才の老境にあり二七年宮城県知事に転ずるまで四年余、人格圓滿な知事として衆望をあつめた。その間、四国新道には随分努力している。土佐街道の完成には関新知事硬骨漢と柔和な勝間田知事の配合宣しきを得たことに与って力ありと言わねばならぬ。

6、その他の功献者

そのほか県会議長小林信近はじめ常置委員部築温太郎、属官では三野豊田郡役所の勤業係大久保喜之進「四国新道期成同盟会」の中堅の努力を忘れてはならぬと同時に、当上浮穴郡としてはこの道に早くから着眼していた井部栄範・梅本源平・佐伯義一郎・山内睦雄・桜井政誠らの有能の氏の取巻く郡長松垣伸あり、属官に梅本源平の長男梅木正衛・石丸正保という練達有能の人々があった。

その他沿線の郡民の協力も大きなものがあつた。上浮穴郡四〇余方町村勞力寄付入夫三八、一一〇余名、一人当り一日一五銭として四、二一五円その他の寄付二、〇五五円、それに道路使用の土地・家屋、六、二四〇坪余一坪三円二六銭として、計六、二七二円の負担をしていることでわかる。かくして上下一致完成に努力したのである。

この工事は実に大工事であつた。明治二五年八月完工式をあげたものの高知県側において種々難関があり予定よりおくれ明治二七年五月四国新道はようやく全通したのである。

四、日清・日露と郷土

1、日清戦争

ア、戦争の概要

日清戦争の直接原因は朝鮮における政治的指導権争いであり、朝鮮の内政改革を要求する日本と、これに反対して朝鮮に進出して来た清国とが武力衝突した事に始まる。

明治二七年八月一日、宣戦布告により戦争に入る。（実際には、七月二五日、豊島沖での日本艦隊と清国艦隊の海戦で戦いは始まっていた）この戦いの主なものは、九月一五、一六日の平壤の戦闘、続く一七日の黄海々戦、原田重吉の平壤の門破りや、日本艦隊、黄海々戦で大勝利、が伝わり村民大いによろこぶ。一二月二一、二二日に攻略した旅順の激戦、翌明治二八年二月二日から一二日にわたる威海衛の攻防などがその主なものであり、近代的装備、軍備をもち日本の一方的勝利に終わり、四月一七日、下関講和条約の調印によって日清戦争は終結した。

イ、戦争と銃後の生活

日清戦争は徴兵令施行後（明治六年一月より徴兵令施行）はじめての外国との戦いであり、開戦に当たつての国民感情は勝つ事を望めないという悲壮感があつた。支那は世界最強国であり、軍艦は日本の四隻に対して一一隻（注、実際には日本が一二隻総トン数三二、〇〇〇ト、清国